



8月1日から保険証が新しくなります

新しい保険証を7月下旬に**特定記録郵便**で送付します。お手元に届いたら、記載内容をご確認いただき、誤りがありましたら福祉健康課保険係にご連絡ください。なお、古い保険証は8月1日以降使えませんので、福祉健康課保険係にご返却いただくか、各自で破棄するなど必ず処分してください。

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用をしている方は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録はお済みですか？

法律改正に伴い、**令和6年12月2日以降、新規の保険証の発行を終了**します。

発行済みの保険証については、印字されている有効期限まで使用できる経過措置が設けられていますが、早めにマイナ保険証への切り替えをお願いします。

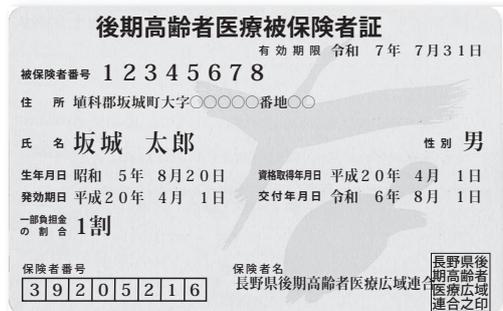


従来の紙の保険証の有効期限が切れた後は？

マイナ保険証をお持ちでない方は、従来の保険証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。現在の紙の保険証と同様、医療機関等の窓口で提示して受診することができます。

後期高齢者医療保険

新しい保険証は **黄色** です

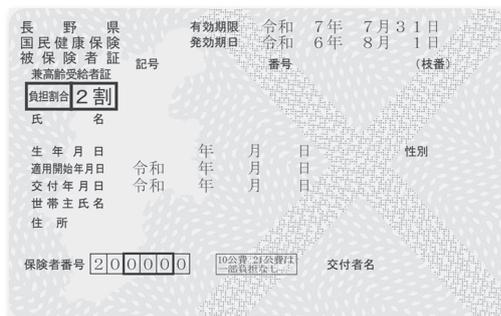
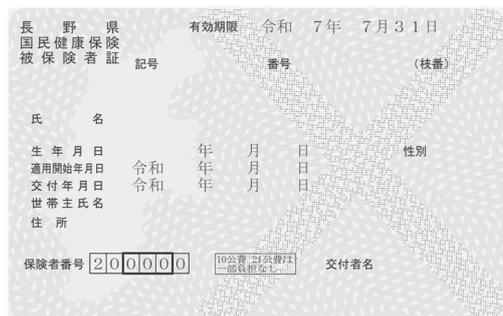


▲ 保険証の見本

▲ クリーム色の封筒で届きます

国民健康保険

新しい保険証は **うぐいす色** です



▲ 保険証の見本 (70歳未満の方)

▲ 保険証 兼 高齢受給者証の見本 (70歳以上75歳未満の方)

限度額適用認定証の更新について

紙の国民健康保険証をお使いの方で、医療費が高額になる場合、医療機関に提示することで窓口での支払額を限度額までにするための「**限度額適用認定証**」の有効期限は**7月31日**です。引き続き認定証が必要な場合は、8月中に福祉健康課で交付申請手続きを行ってください。後期高齢者医療保険証の方、マイナ保険証を利用している方は更新手続きは不要です。
※国民健康保険税を滞納すると限度額適用認定を受けられない場合があります。

保険証・後期高齢者医療保険料について

◎問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133・134) 直通75-6205

後期高齢者医療保険料の軽減割合・税率を改定します 国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険加入者の所得が下記の「軽減判定基準所得」に該当する場合、所得額に応じて保険料の軽減が行われます。

今年度の変更点

軽減判定基準の引き上げ

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準を引き上げました。

軽減割合	軽減判定基準所得
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+(29万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+(54万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円(その方が65歳未満の場合は60万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

国民健康保険税

国民健康保険税の計算には、下記の各区分ごとにそれぞれの税率を乗じて算出し、「軽減判定用所得額」に該当する場合、所得額に応じて保険税の軽減が行われます。

今年度の変更点1

保険税率の改定

「所得割」および「資産割」の「医療分税率」、「資産割」の「介護分税率」を改定しました。

今年度の変更点2

保険税の課税限度額の改定

「後期高齢者支援金分税率」の課税限度額を改定しました。

今年度の変更点3

軽減判定基準の引き上げ

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準を引き上げました。



7月中旬に
国民健康保険加入世帯に
納税通知書を発送しますので
ご確認ください。

国民健康保険税率

区分	摘要	医療分税率	後期高齢者支援金分税率	介護分税率(40歳から)
所得割	{前年所得額-基礎控除(43万円)}×税率	6.75%	2.70%	2.40%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	1.00%	0.50%	0.80%
均等割	被保険者1人あたり (被保険者が未就学児(6歳以下)の場合)	21,000円 (10,500円)	8,400円 (4,200円)	7,700円 (-)
平等割	1世帯あたり	21,100円	8,500円	7,700円
課税限度額		65万円	24万円	17万円

軽減判定基準

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計)
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+29万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+54万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

国民健康保険税について ©問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206